

生徒規定《至誠中学校のきまり》

令和7年7月23日更新

令和6年度生徒総会により、自分達の命や未来を守るためのきまりを再度協議し、きまりの改訂を行いました。

1 登下校について

- (1) 通学は、決められた道を通り、交通ルールやマナーを守って、事故のないよう心懸ける。
- (2) 自転車通学には、安全のためヘルメットを着用し、あごひもを確実に締めること。
- (3) 始業時刻・・・8時30分
終業時刻・・・原則 17時00分
※ 終業15分前に活動をやめ、下校準備をする。
※ 終業時刻は、教育活動の状況によって変更することがある。
- (4) 通学には、学校規定のカバンを使用する。

2 服装について

- (1) 原則学校規定服を着用すること。部活動や行事・儀式によっては、服装を指定する、あるいは体操服を許可する場合もある。校内では、制服の左胸に名札をつける。
- (2) 上履きは、学校規定のものを使用すること。通学靴は、白を基調とした運動に適したもの。
- (3) 男子

標準学生服（上下） ベルト（黒で装飾の無いもの）
半袖・長袖カッターシャツ（白）

女子

セーラー服（白線三本 白のネクタイ） スカート ズボン
学校既定のベスト
長袖・半袖丸襟ブラウス（白） 長袖・半袖カッターシャツ（白）

- (4) 移行期間については定めず、気温や体調に応じて既定の服装のなかで調整すること。
- (5) 制服以外については、次のとおりとする。
 - ① 下着については、目立たない柄のない・無地のもの
 - ② ソックスは、くるぶしが隠れる長さの白・紺・黒で、細い線（2・3本）及びワンポイントは良い。
 - ③ 冬期、学生服・セーラー服の下にセーターやカーディガンの着用は認めるが、色は黒・紺のみとする。また、着用するときは制服からはみ出さないこと。
 - ④ 冬期、手袋・マフラー（ネックウォーマー）及び、ウインドブレーカー（学校規定）の着用は認めるが、特に理由のない限り校舎内での着用は認めない。

3 頭髪について

- (1) 学習に支障がない清潔感のある髪形を基本とする。
 - ① 運動時や給食の際には、安全面・衛生面の観点により髪をくくる。
 - ② 髪をくくる際は安全を考慮し、ヘルメットがかぶれる髪形にする。
くくる際に使用するゴムやヘアピンは華美でない色とする。

③ 整髪料、パーマ、カール、脱色、染色などは禁止とする。

4 部活動について

(1) 希望者は部に所属し活動する。

① 年度初めの体験入部・部活紹介後、入部届けを部活顧問に提出して入部するものとする。

・原則として1年間転部はできない。(特別の場合を除く)

・新入生には1週間の猶予期間(体験入部)を設ける。

(2) 設置する部活は別途定める。

・1年生の入部届提出完了時点で、春季総体への出場人数に満たない場合は、その部活動の新入部員の募集を停止し、次年度の春季総体終了後に廃部とする。

5 自転車通学について

(1) 許可の範囲及び手続き

① 自転車通学には特に問題のない限り、全員可能とする。

② 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願いを担任を通して学校長に提出する。

③ 自転車通学を許可された者には、鑑札シールを支給する。その際、鑑札シール代金として実費を納入する。

④ 自転車保険に加入しておくこと。

(2) 自転車通学生は次のことをよく守ること。違反した場合は自転車通学の許可を取り消すことがある。

① 交通法規を守る。必ずヘルメットを着用する。

② 通学カバン以外に荷物を持つ場合は、その荷物はカゴに入れるか、荷台にくくり、両手でハンドルを握れるようにすること。

③ 学校内は自転車を押して通行する。

④ 自転車は必ず、自転車置き場の定められた位置に置く。

⑤ トラブル防止のため鍵をつけ、授業中は必ず鍵をかけ各自保管する。

⑥ ブレーキ、ライト、ベルなどの車体部品の整備を十分にしておく。鑑札シールは後ろから見える位置につける。

⑦ 自転車のスタンドは両足スタンドとする。

6 その他

(1) 欠席、遅刻、早退は担任に届け出る。特に、欠席は8時15分までに保護者が連絡すること。

(2) 登校後は、許可無しに校外に出ないこと。

(3) 登下校の途中、買い食い・立ち読みをしないこと。

(4) 学校生活に不要な物は持ってこない。

※携帯電話・スマートフォン・iPadなどの機器、間食、ミサンガなどの不必要な装飾品

(5) 『学習用タブレットの活用』に従って、タブレットを使用する。(別紙)

(6) 安全のため、夜間外出・外泊は保護者同伴とする。

(7) 腕時計は辞書機能・電卓機能・通信機能のないもので、アラーム音が鳴らないもの、もしくは鳴らないような設定にしたもの。

(8) 気温等に合わせて、ひざかけの持ち込みを可とする。

生徒自ら考え、決定したきまりを責任をもって守り、学校生活を楽しく充実したものにします。

